

2026 年 8 月 20 日

京都地方労働組合総評議会(京都総評)

事務局長 柳生 剛志

2026 年度京都府最低賃金の改正決定(答申)について

本日、京都府最低賃金審議会（以下「地賃」）は、京都府最低賃金について、時間額を 58 円引き上げ、1,180 円とすることを答申した。

昨年に続いて、中央最低賃金審議会の目安答申を「+2 円」上回った。

京都総評は、地賃に対し、4 年連続で 1 万筆を超える、最低賃金の引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める署名を提出してきた。また、本審議会における関係当事者からの意見聴取においても、最低賃金の大幅な引き上げと中小企業支援策の実効性のある抜本的拡充を強く求めてきた。こうした労働者・府民の声が本答申にも反映されたものと評価する。

しかし、本答申額は、「京都最低生計費試算調査結果 2025 年 4 月アップデート版」が示した、20 歳代の単身労働者が京都市内で普通に生活するためには「時給 1,900 円以上が必要」とする水準からも、ほど遠い金額である。

さらに、発効日について、昨年は大きく遅れる県生まれ、京都でも 11 月 21 日発効となったが、今年度は全国的に、法定上最短となる発効日を答申する地域が相次いでいる下で、京都では昨年に続き、法定上最短となる発効日とせず、11 月 16 日まで遅らせることは、その間、賃上げを受けられないという直接的な不利益を労働者にもたらす。その不利益は、目安に 2 円上積みしたことによる年間の賃金改善効果を上回り、「目安+2 円」という到達を事実上打ち消すものである。改定額だけでなく、発効日を含めて労働者が実際に受け取る賃金で評価すべきであり、労働者の生存権保障の観点からも、こうした発効日の先送りは到底承服できない。

よって、京都総評は審議会に対し異議申出を行うものである。

一方で、答申において、「中小企業・小規模事業者が倒産や廃業に至ることなく、事業を継続しながら持続的に賃金を引き上げられる環境を整備することが重要」とし、「業務改善助成金等の各種支援制度の要件緩和・拡充、賃上げ促進税制等の税制措置の充実、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担の軽減など、中小企業・小規模事業者の負担を軽減し、賃上げの原資の確保につながる実効性のある支援策を総合的に講じるとともに、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を実施するよう、政府に対し強く要望する」としていることは重要であり、政府・地方自治体はこれを正面から受け止め、誠実に応えるべきである。

京都総評は、労働者の生活改善及び地域経済活性化の立場から引き続き、最賃の大幅引き上げと全国一律の制度、実効性のある中小企業支援策の具体化を強く求めるものである。

以上